

自転車運転者講習制度

更新日：2025年9月1日

平成27年6月1日施行

自転車運転者講習制度の概要等

概要

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(自転車運転者講習)制度は、自転車の交通ルール遵守を徹底するため、自転車の運転に関し一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上反復して行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるもの。

対象

自転車を運転して信号無視等の危険行為(16類型)を行い、交通違反として取締りを受けた、または、交通事故を起こして送致された者。

ただし、3年以内に違反・事故を合わせて2回以上反復して行った場合。

県内だけの取締り等に限りません。

対象となる事例

信号無視をして取締りを受け、その後3年以内に一時不停止が原因となる交通事故を起こして送致された場合。

受講命令について

都道府県公安委員会が、対象者に対し自転車運転者講習受講命令書を交付後の3ヶ月以内に自転車運転者講習を受けるべき旨を命ずるもの。

受講時間・手数料

3時間、6,150円

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

【自転車運転者講習】とは？

悪質・危険な自転車運転者
に対する講習制度です！

対象となる事例

①信号無視で交通切符で
取締り



②一時不停止が原因の
交通事故



3年以内

自転車乗用中に信号無視等の危険行為(16類型)で

3年以内に 交通切符等による取締り

または 交通事故を

2回以上反復して行った場合

※都内だけの取締り等に限られません。

公安委員会の受講命令

3か月以内の指定された期間内

自転車運転者講習を受講

受講時間：3時間

受講手数料：6,150円

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

危険行為(16類型)

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 信号無視 | ② 通行禁止違反 |
| ③ 歩行者用道路徐行違反 | ④ 通行区分違反 |
| ⑤ 路側帯進行方法違反 | ⑥ 遮断路切入 |
| ⑦ 優先道路通行車妨害等 | ⑧ 交差点優先車妨害 |
| ⑨ 環状交差点通行車妨害等 | ⑩ 指定場所一時不停止等 |
| ⑪ 歩道通行時の通行方法違反 | ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 |
| ⑬ 酒気帯び運転等 | ⑭ 安全運転義務違反 |
| ⑮ 携帯電話使用等 | ⑯ 妨害運転 |



危険行為（16類型）

道路交通法施行令 第41条の3

（特定小型原動機付自転車危険行為等）

1. 信号無視(道路交通法第7条)
2. 通行禁止違反(道路交通法第8条第1項)
3. 歩行者用道路徐行違反(道路交通法第9条)
4. 通行区分違反
(道路交通法第17条第1項、第4項又は第6項)
5. 路側帯進行方法違反(道路交通法第17条の3第2項)
6. 遮断踏切立入り(道路交通法第33条第2項)
7. 優先道路通行車妨害等(道路交通法第36条)
8. 交差点優先車妨害(道路交通法第37条)
9. 環状交差点通行車妨害等(道路交通法第37条の2)
10. 指定場所一時不停止等(道路交通法第43条)
11. 歩道通行時の通行方法違反(道路交通法第63条の4第2項)
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
(道路交通法63条の9第1項)
13. 酒気帯び運転等(道路交通法第65条第1項)
14. 安全運転義務違反(道路交通法第70条)
15. 携帯電話使用等(道路交通法第71条第5号の5（注記）)
16. 妨害運転
(道路交通法第117条の2第1項第4号又は
道路交通法第117条の2の2第1項第8号)

(注記) 道路交通法第117条の4第1項第2号又は道路交通法第118条第1項第4号の罪に当たるものに限る。

1 信号無視



2 通行禁止違反



3 歩行者用道路
徐行違反



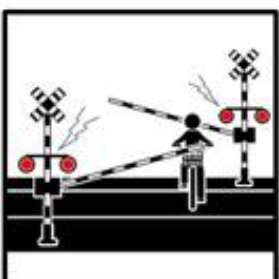
4 通行区分違反



5 路側帯進行
方法違反



6 遮断踏切立入り



7 優先道路通行車
妨害等



8 交差点優先車妨害



9 環状交差点
通行車妨害等



10 指定場所一時
不停止等



11 歩道通行時の
通行方法違反



12 制動装置(ブレーキ)
不良自転車運転



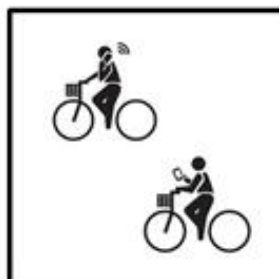
13 酒気帯び運転等



14 安全運転義務違反



15 携帯電話使用等



16 妨害運転

